

特別養護老人ホーム偕楽園
重要事項説明書

別府市指定 4490200047

社会福祉法人 亀鶴会

特別養護老人ホーム 偕楽園

特別養護老人ホーム偕楽園
重要事項説明書

1. 事業者（法人）概要

法人名	社会福祉法人 亀鶴会
法人所在地	別府市南莊園町4番38号
代表者氏名	理事長 三浦 広 爲
設立年月日	平成18年12月26日

2. 施設概要

施設の種類	地域密着型介護老人福祉施設 (ユニットケア型特別養護老人ホーム)
施設の名称	特別養護老人ホーム 偕楽園
施設の所在地	大分県別府市南莊園町4番38号
開設年月日	平成19年9月1日
事業者番号	4490200047
電話・FAX番号	電話番号：0977-22-2515 FAX番号：0977-22-2516
施設長（管理者）	神宮 浩康
入所定員	29名（3ユニット、1ユニット 9名～10名）
施設の目的	ユニットケア型とは、10人前後の入所者様をひとつのグループとし、ご自宅に近い居住環境の中で介護を行う方法であり、できる限り入所者様一人ひとりの個性や生活リズムに沿った日常生活を送っていただくことを目的としています。
施設の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、入所者様一人一人の思いや人格を尊重した介護を行います。 ・入所いただいた後も、できる限りご自宅での暮らしに近い日常生活を営んでいけるよう配慮致します。 ・地域交流スペースを活用し、地域の方々やご家族の皆様が気軽に訪ねていただける活気ある地域づくりに努めます。

3. ユニットの概要

室名	数	主な設備等
全室個室	29	介護用ベッド・洗面台
共同生活室	3	キッチン・洗面化粧台
トイレ	9	車椅子対応
浴室	4	個別浴室 1 機械浴室 3
多目的ホール	1	108.7 m ²

※家具類等の持込みについては協議させていただきます。

4. 職員の配置状況及び勤務体制

<主な職員の配置状況>

職 種	人 員	指定基準
施設長（管理者）	1名	1名
嘱託医師	1名（非常勤）	1名
生活相談員	1名以上	1名
介護職員・看護職員	13名以上	10名
機能訓練指導員等	1名以上	1名
介護支援専門員	1名以上	1名
管理栄養士	1名以上	1名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
嘱託医師	毎週木曜日 14:00～15:00
介護職員	7:00～16:00
	8:30～17:30
	9:00～18:00
	13:00～22:00
	22:00～ 7:00
看護職員	7:00～16:00
	8:00～17:00
	9:00～18:00

5. サービスの内容と利用料金

一 介護保険の給付対象となるサービス（かかった費用の一部をご負担いただきます）

【サービスの内容】

介護	入浴・排泄・離床・着替え・口腔ケア・ユニット内での家事への参加等の支援 ※体調不良等により入浴できない場合は清拭に替えさせていただきます。
食事	朝食7:30～ 昼食11:30～ 夕食17:30～ おおよその食事時間は決まっておりますが、入所者様の生活習慣に応じ、ゆっくりとお食事を取っていただくことができるよう配慮致します。
社会生活上の便宜の供与	趣味・教養・娯楽活動の機会の提供、行政機関等に対する手続き代行、ご家族との交流の機会の提供、外出の機会の確保を致します。
相談援助	入所者様及びご家族からの相談に応じます。
機能訓練	主に日常生活の中での機能訓練、レクリエーションや行事等を通じた機能訓練を行います。

健康管理	看護職員による日常の健康管理に加え、嘱託医師による回診を行います。
------	-----------------------------------

【サービスのご利用料金】

介護度		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
		1 日	1 ヶ月	1 日	1 ヶ月	1 日	1 ヶ月
負担割合	1 割	828 円	24,840 円	901 円	27,030 円	971 円	29,130 円
	2 割	1,656 円	49,680 円	1,802 円	54,060 円	1,942 円	58,260 円
	3 割	2,484 円	74,520 円	2,703 円	84,090 円	2,913 円	87,390 円

※ 1 ヶ月（30 日）の料金になります。

<常時（毎日）発生する加算>

加算項目	内容	料金 (1 割負担の場合)
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が継続的に入所者ごとの栄養管理を行った場合	1 日あたり 11 円
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	要介護度の高い高齢者に対して、質の高いケアを実施するための諸要件を満たしている。	1 日あたり 46 円
看護体制加算（Ⅰ）	入所者様の重度化等に伴う医療ニーズに対応するために、看護職員を基準以上配置している等の諸要件を満たしている。	1 日あたり 12 円
看護体制加算（Ⅱ）		1 日あたり 23 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	介護職員、看護職員を基準以上配置している。	1 日あたり 46 円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	入所者毎の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供にあたりその情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。	1 月あたり 40 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）に対して算定	所定単位数の 14.0%

<その他の加算> (必要に応じて算定される場合があります)

個別機能訓練加算 (I)	入所者様に対し、それぞれ個別に機能訓練計画を作成し、それに沿って入所者様の残存機能の維持、低下予防に努める機能訓練、レクリエーションを行います。(※個別機能訓練を行った日のみ算定します)	1日あたり 12円
初期加算	入所日から30日間、又は30日を超える入院後の再入所の際も同様	1日あたり 30円
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする、もしくは、低栄養状態にあると医師が判断した場合に管理栄養士が退所先の医療機関に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合	1月あたり 70円 (1月に1回を限度)
経口移行加算	経管により食事を摂取されている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した場合	1日あたり 28円
経口維持加算 (I)	著しい誤嚥があり、造影撮影、内視鏡検査等にて医師より経口維持管理の必要性が認められた場合、経口による継続的な食事摂取を進めるための計画を策定し、医師等の指示により栄養士等が栄養管理を行った場合	1月あたり 400円
経口維持加算 (II)	経口維持加算 (I) の管理が行われている方であって、経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議に医師等が加わった場合	1月あたり 100円
口腔衛生管理加算 (I)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者様に対し、口腔衛生の管理を行い、口腔清掃等について介護職へ具体的な技術的助言、指導を行った場合	1月あたり 90円
療養食加算	医師の食事箋に基づく腎臓病食、糖尿病食等の提供を行った場合	1回につき6円 (1日に3回を限度)
特別通院送迎加算	透析の為の通院送迎を1月に12回以上行った場合	1月あたり 594円
認知症行動・心理症	医師より認知症行動・心理症状が認	1日あたり

状緊急対応加算	められ、在宅生活が困難であると判断された利用者様に対し、緊急的な入所を受け入れた場合	200 円 (入所後 7 日に限り)
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者様に対し、専門的に係る担当者を決め、受け入れを行った場合	1 日あたり 120 円
障害者生活支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に障害がある、また、知的障害、精神障害をお持ちの入所者様が一定数以上入所されており、障害者生活支援員としての職務に従事する職員を配置した場合	1 日あたり 26 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士を一定割合以上配置している等の諸要件を満たした場合 (日常生活継続支援加算を算定している場合は加算されません。)	1 日あたり 22 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		1 日あたり 18 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		1 日あたり 6 円
外泊時費用	外泊や入院した場合であって施設に滞在していない日であっても、外泊の翌日から 6 日間は所定単位数に替えて外泊時費用が算定されます。	1 日あたり 246 円
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	一定数認知症ご利用者がいる場合で、認知症に係る研修修了者が定期的に会議にて職員へ認知症介護の留意事項等を伝え、チームにて認知症ケアに取り組んだ場合	1 日あたり 3 円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	入所者の褥瘡発生リスクを入所時、また、三月に一回評価し、また、各職種が共同して褥瘡改善に係る計画を作成した上で褥瘡管理を行った場合	1 日あたり 3 円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし、褥瘡が治癒したこと、又は発生のリスクがあるが発生がないこと。	1 日あたり 13 円
排せつ支援加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ)	排せつに介護を要する方に医師、看護師、その他職種のもが共同して当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた計画の策定、また、継続した支援を実施した場合	1 月あたり 10 円 15 円 20 円
生活機能向上連携	外部のリハビリテーション事業所、	1 月あたり

加算	医療提供施設の医師等が施設を訪問し、施設の機能訓練指導員と共同して入所者ごとに個別機能訓練計画を策定、また、それに基づいて計画的に機能訓練を行った場合	100 単位
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止する体制がある。	1 月あたり 10 円 5 円
振興感染症等施設療養費	厚生労働省が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、且つ、適切な感染対策を行った上で該当するサービスを行った場合	1 日あたり 240 円
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、観光に関するデータ提出を行っている場合。	1 月あたり 100 円 10 円
配置医師緊急対応加算	施設の配置医師が施設の求めに応じて早朝、夜間、深夜又は配置医師の通常の勤務時間外に診療を行い且つ診療した理由を記録した場合	1 回につき 勤務時間外 325 円 早朝・夜間 650 円 深夜 1,300 円
退所前訪問相談援助加算	在宅復帰等の際、必要な支援を行った場合	460 円 (入所中 1 回 (又は 2 回))
退所後訪問相談援助加算		460 円 (退所後 1 回)
退所時相談援助加算		400 円
退所前連携加算		500 円
退所時情報提供加算		250 円
看取り介護加算 (Ⅰ)	看取りに対する諸要件を満たした際に算定 (死亡日以前 4 5 日を限度)	1 日あたり 72 円～1,280 円
看取り介護加算 (Ⅱ)	看取りに対する諸要件を満たし、施設内で最期を看取った際に算定 (死亡日以前 4 5 日を限度とします)	1 日あたり 72 円～1,580 円

※その他として、別途上記以外にも状況に応じて加算が生じる場合がございます。加算が生じる際にはその都度ご説明致します。

介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせてご負担額を変更致します。また、要介護度に変更が生じた場合は、変更後の介護度が有効となる日（認定有効期間の初日）から変更後の介護度に応じた額をご負担いただきます。

※介護サービスの加算は個人により差があります

二 介護保険の給付対象外となるサービス（かかった費用の全額をご負担いただきます）

【サービスの内容及び利用料金】

食材料費 (朝、昼、夕)	負担限度額認定証 無	1日あたり 1,700円
	負担限度額認定証 有	1,445円
	負担限度額認定証 有の場合の自己負担額	
	第一段階	300円
	第二段階	390円
	第三段階①	650円
	第三段階②	1,360円
居住費	負担限度額認定証 無	1日あたり 2,066円
	負担限度額認定証 有の場合の自己負担額	
	第一段階	880円
	第二段階	880円
	第三段階①	1,370円
	第三段階②	1,370円
入院や外泊等の場合もご負担いただきます。外泊時費用対象期間（6日間が限度）を超える日数は負担段階に係わらず、2,066円となります。		
特別な食事	ご希望に基づいて特別な食事を提供いたします。	実費
理容・美容	月に1回、業者の出張サービスがご利用いただけます。	実費
日用品費	衣類、日用品（歯ブラシ・化粧品等）の購入を代行致します。	品代等実費
貴重品の管理	希望により、貴重品サービスをご利用いただけます。 貴重品等・・・預り金、預貯金通帳、金融機関届出印、有価証券、年金証書等	1月あたり 500円
複写物の交付	サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。	1枚につき 10円

契約書第 21 条 第 2 項に定める 所定の料金	契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了 日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金	
洗濯	外部のクリーニングを希望される場合	実費
電化製品使用料	テレビ、電気毛布等持ち込み使用された場 合	1 点につき 1 日 50 円

※その他利用料を頂く事態が発生した場合には、その都度契約者様ご了解をいた
だき定めることと致します。

6. ご利用料金のお支払方法

前記 5 の一・二の料金・費用は一ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月 20 日ま
でに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(一ヶ月に満たない期間のサービスは、
利用日数に基づき計算した金額とします)

A 金融機関口座からの自動引き落とし 利用した翌月の 20 日引落とし (20 日が土、日、祝の場合はその翌日)
B 下記指定口座への振込み 大分銀行 別府支店 普通 5908727 社会福祉法人 亀鶴会 理事長 三浦広為

7. 病院等に入院された場合の対応について

- ・入院から三ヶ月以内に退院された場合

原則として入院から三ヶ月間は退院後再度入所していただくことができます。

- ・三ヶ月以内に退院が見込まれない場合、もしくは、入所者様に医療行為が必要となっ
た場合

入所者様及びご家族と協議した上で、契約を解除させていただくことがあります。

この場合には、施設を退所していただくこととなりますが、退所にあたって必要な
援助をさせていただきます。

8. 苦情・要望の受付について

一 当施設における苦情の受付

苦情・ご要望・ご意見等お気軽に下記担当者までご相談下さい。又、苦情受付ボック
スを玄関靴箱に設置しています。

- ・苦情受付窓口 (担当者) 生活相談員
- ・苦情解決責任者 施設長

- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:30

二 第三者委員

上記方法以外に、苦情等を当法人が委嘱する第三者委員に申し出ることができます。

第三者委員氏名	連絡先
後藤 俊介	090-7443-2449
岡部 光瑞	0977-67-5072

三 公的機関でも次の窓口で受け付けます。

別府市介護保険担当課	所在地 別府市上野口町1番15号 電話 0977-21-1111 受付時間 9:00~17:00
大分県国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町2丁目3番12号 電話 097-534-8470 受付時間 9:00~17:00
大分県社会福祉協議会	所在地 大分市大津町2丁目1番41号 電話 097-551-0110 受付時間 9:00~17:00

9. 緊急時の対応について

当施設において、入所者様の状態に急変が生じた場合には、速やかに囑託医師やご家族等に連絡する等の措置を講じます。（当法人の緊急マニュアルに沿って対応いたします）ご家族の皆様には、緊急連絡先をお伝えいただきますようお願い致します。

10. 施設サービス利用に係わる個人情報提供同意について

特別養護老人ホーム偕楽園を利用にあたり、入所者様及びご家族様の個人情報については、次に定める条件で、必要最低限の範囲内で使用します。

・使用する目的

- ① 入所者の介護サービスの向上のための個別施設サービス計画書にかかわる会議。
- ② かかりつけ医師との協議。
- ③ 入所者の病状の急変等の場合の医療機関への連絡等。
- ④ 事故が発生した場合の市町村・県への連絡。
- ⑤ 入所者等の苦情に関して市町村等が行う調査への協力。
- ⑥ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等。
- ⑦ 介護保険施設等において行われる学生の実習への協力。

11. 施設における看取り体制等について

別紙、『看取りに関する指針』等をもってご説明させていただきます。

地域密着型介護老人福祉士施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び当施設における『看取りに関する指針』等についての説明を行いました。

事業者

所在地 別府市南荘園町4番38号
名称 社会福祉法人 亀鶴会
特別養護老人ホーム 偕楽園

施設長 神宮浩康 印

説明者 職種
氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び、施設の『看取りに関する指針』等の説明を受け、これに同意するとともに、地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

入所者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

(続柄)